

ざ・まる得！プレミアム付商品券 引き換えと利用のご案内

利用期間が4月14日（水）までの「ざ・まる得！プレミアム付商品券」の引き換え・利用期間は次の通りです。

引き換えは3月14日（日）まで

◆引換券の交換場所と受付時間

場 所	受付時間
イオンスタイル座間1階サービスカウンター	3月14日（日）まで午前10時～午後6時
引換券に記載された郵便局	3月14日（日）まで平日午前9時～午後5時 ※座間郵便局は平日午前9時～午後7時 および土曜日午前9時～午後3時、イオンモール座間内郵便局は午前10時～午後6時。

利用は4月14日（水）まで

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、利用期間を1カ月延長し、4月14日（水）までとしました。券面には3月14日（日）までとなっていますが、4月14日（水）まで使うことができます。4月14日（水）以降は利用ができなくなり、払い戻しもできませんのでご注意ください。

ざ・まる得！プレミアム付商品券について

ざ・まる得！プレミアム付商品券の利用店舗は引き換え時に配布する「店舗一覧」または市プレミアム付商品券専用サイト（<https://premium-gift.jp/zama/>）または次の2次元バーコードで確認できます。



商品券利用時の注意

- ・おつりは出ません。
- ・店舗などでの利用時は冊子から切り離さずに出してください（商品券が冊子から外れた場合は冊子本体と確認をします）。
- ・商品券の現金化はできません。
- ・たばこ・金券などの換金性の高いもの、税金や保険料などの公租公課などの支払いには使用できません。

担当 商工観光課 ☎046(252)7604 FAX046(255)3550

ご利用ください健康診査

市では、3月31日（水）まで次の健康診査を実施しています。受診料・受診方法など詳しくは、担当へお問い合わせください。

○対 象 令和2年4月1日時点①特定健康診査＝国民健康保険に加入している40～74歳までの方②国保健康診査＝国民健康保険に加入している35～39歳までの方③後期高齢者健康診査＝後期高齢者医療制度に加入している方

担当 ①②について 国保年金課 ☎046(252)7672 FAX046(252)7043
③について 健康づくり課 ☎046(252)7225 FAX046(255)3550

医療と介護の費用負担を軽減 高額介護合算療養費

令和元年8月1日～令和2年7月31日に支払った医療費と介護サービス費用の自己負担額（世帯合算、高額療養・介護サービス費控除後）の合計が下表の基準額を超えた方へ、超過分を支給します。対象者は次の通り申請してください。

◆国民健康保険・後期高齢者医療保険制度加入者

国民健康保険加入者のうち支給が見込まれる方は3月、後期高齢者医療制度加入者のうち支給が見込まれる方は3～7月に送付する申請案内をご覧ください。

◆被用者保険（会社などの医療保険）加入者

会社などの医療保険（被用者保険）に加入する対象者は、各医療保険に申請してください。

70歳未満の基準

所得区分 （被用者保険は標準報酬月額）	基準額
被用者保険 83万円以上	212万円
国民健康保険 901万円超	
被用者保険 53万円～79万円	141万円
国民健康保険 600万円超～901万円以下	
被用者保険 28万円～50万円	67万円
国民健康保険 210万円超～600万円以下	
被用者保険 26万円以下	60万円
国民健康保険 210万円以下	
市民税非課税世帯	34万円

※「所得」は「基礎控除額後の総所得金額等」。
※未申告の場合901万円超えとみなします。

70歳以上の基準

所得区分	基準額
現役並み所得者Ⅲ（課税所得690万円以上）	212万円
現役並み所得者Ⅱ（課税所得380万円以上）	141万円
現役並み所得者Ⅰ（課税所得145万円以上）	67万円
一般所得者（市民税課税世帯）	56万円
低所得者Ⅱ（世帯全員が市民税非課税世帯）	31万円
低所得者Ⅰ（世帯全員が市民税非課税世帯で、各世帯員の所得が0円（年金収入は控除額を80万円として計算））	19万円※

※介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。

医療で支払った自己負担額		介護で支払った自己負担額	
高額療養費 給付済額	合算対象 A	高額介護サービス費 給付済額	合算対象 B

令和元年8月1日～令和2年7月31日の間の合算対象Aと合算対象Bを合計した額が表の基準額を上回った場合、上回った分を給付します。

◆転入した方、医療保険などを変更した方

支給が見込まれる方のうち、令和元年8月1日～令和2年7月31日に転入した方、医療・介護保険を変更した方は、申請案内が届かない場合があるので、担当へお問い合わせください。

必要書類など

マイナンバー（個人番号）の分かるもの、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、印（朱肉使用）、振込先が確認できるもの（代理人が申請する場合は、代理人の写真付き身分証明書を持参）

担当 国民健康保険について 国保年金課
☎046(252)7672 FAX046(252)7043
介護保険・総合事業について 介護保険課
☎046(252)7719 FAX046(252)8238
後期高齢者医療制度について 医療課
☎046(252)7213 FAX046(252)7043

国民健康保険の加入・脱退

職場の健康保険および後期高齢者医療制度の加入者、生活保護の受給者などを除いて、全ての方に国民健康保険への加入が義務付けられています。加入義務がある市内在住者は、市役所1階国保年金課で手続きを行ってください。職場の健康保険から変更する方は、資格喪失証明書や退職証明書などが必要です。

また、職場の健康保険などに加入した方は、新しい被保険者証を持参し、脱退手続きを行ってください。国民健康保険の加入日は、届出日ではなく、加入要件を満たした日になるため、国民健康保険税は、加入日までさかのぼって課税します。

国民健康保険の脱退手続きが遅れると、一時的に職場の健康保険の保険料と国民健康保険税を重複して支払うことになりますので、早めに手続きを行ってください。

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 FAX046(252)7043

【広告】

祭壇0円、霊柩車・バス不要、安置室あり

大和斎場で賢く安く

葬儀は ししくらセレモニー

（株）ししくらセレモニーは「公営式場で賢く、安く」がコンセプトの葬儀社。大和斎場を熟知している宍倉代表がお客様一人ひとりに寄り添ってご提案します。小さなお葬式、きめ細やかなサービスで対応いたします。

ししくらセレモニー
家族葬・人形供養のことなら

大和市大和東3-5-5
☎046-289-2828
HPは「ししくらセレモニー」で検索

一級葬祭ディレクター
代表取締役
宍倉 作蔵

事前相談で安心しましょう

人形供養します

読経：圓教寺
3体
1,500円～

人形供養 出張引取りクーポン

1回につき
通常700円
のところ

無料

公式ツイッター ご登録を

市の公式ツイッターでは、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報などを配信しています。
アカウント名=@Zama_City
アカウントURL=https://twitter.com/Zama_City

担当 市政戦略課
☎046(252)8321
FAX046(255)5090